

学校給食費の「公会計」制度

Q & A

～ 保護者のみなさまへ ～

令和7年4月作成



府中町教育委員会事務局 学校教育課

電話番号：082-286-3271

E-Mail：gakkokyoiku@town.fuchu.hiroshima.jp

このQ&Aは、令和7年4月時点の内容で作成しています。
今後、規則改正等により、手続方法や学校給食費が変更となる場合があります。

< 目 次 >

1 公会計について

- Q1-1 学校給食費の「公会計」制度とは何ですか？
- Q1-2 何のために給食費を公会計化するのですか？
- Q1-3 公会計化により、保護者にとっては何が変わりますか？

2 学校給食費について

- Q2-1 学校給食費の額は、どのように決めているのですか？
- Q2-2 学校給食費をいくら支払うのか、お知らせはありますか？
- Q2-3 学校給食費の精算とは何ですか？
- Q2-4 学校給食を食べない日があった場合、減額してもらえますか？

3 学校諸費について

- Q3-1 学校諸費とは何ですか？
- Q3-2 学校諸費も府中町に支払うことになるのですか？

4 学校給食費の支払いについて

- Q4-1 学校給食費の支払いは、どのような方法で行いますか？
- Q4-2 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？
- Q4-3 残高不足により、口座振替ができなかった場合はどうなりますか？
- Q4-4 納付書で支払いができる金融機関はどこですか？
- Q4-5 納付書はコンビニエンスストアで使えますか？
- Q4-6 納付書に記載してある納期限を過ぎてしまいました。納付書はまだ使えますか？
- Q4-7 学校給食費を学校に直接持って行ってもいいですか？

5 口座振替の登録と使用する口座について

- Q5-1 Web 口座振替受付サービスとは何ですか？
- Q5-2 Web 口座振替受付サービスを利用するには何が必要ですか？
- Q5-3 口座振替ができる金融機関はどこですか？
- Q5-4 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？
- Q5-5 学校諸費の引落口座と同じ口座を登録しても大丈夫ですか？
- Q5-6 兄弟姉妹全員が同じ口座を登録しても大丈夫ですか？
- Q5-7 兄弟姉妹全員が違う口座を登録することはできますか？
- Q5-8 一度登録した口座を変更したい場合、どうしたらいいですか？

6 就学援助を受けている場合について

- Q6-1 就学援助とは何ですか？
- Q6-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどうなりますか？
- Q6-3 就学援助を申請中の場合、学校給食費の支払いはどうなりますか？

7 生活保護受給世帯について

- Q7-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？
- Q7-2 生活保護を申請中の場合、学校給食費の支払いはどうなりますか？

8 学校給食費滞納への対応について

- Q8-1 学校給食費を滞納した場合は、どうなりますか？
- Q8-2 児童手当から徴収するとは、どのようなことですか？
- Q8-3 それでも学校給食費を滞納している場合は、どうなりますか？

9 「府中町学校給食申込書」について

- Q9-1 「府中町学校給食申込書」は、毎年提出しなければいけませんか？
- Q9-2 兄弟姉妹がいる場合、「府中町学校給食申込書」は、それぞれの提出が必要ですか？

10 「府中町食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」について

- Q10-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような場合に適用されますか？
- Q10-2 停止していた飲用牛乳（又は主食）の提供を再開する場合、どのような手続きが必要ですか？
- Q10-3 食物アレルギー等による減額の金額はいくらですか？
- Q10-4 食物アレルギー等による減額の適用を受けた場合の月額はどうなりますか？

11 「府中町学校給（変更・停止・再開）届」について

- Q11-1 「府中町学校給食（変更・停止・再開）届」は、どのようなときにどこへ提出するのですか？
- Q11-2 「府中町学校給食（変更・停止・再開）届」を提出するときに気を付けることはありますか？

12 その他の手続について

- Q12-1 手続きに必要な書類は、どこでもらえますか？
- Q12-2 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は県立・私立等（町立以外）の中学校を受験する予定です。何か手続きが必要ですか？

< Q & A >

1 公会計について

Q1-1 学校給食費の「公会計」制度とは何ですか？

A1-1 学校給食費を府中町の歳入・歳出予算に計上し、議会の議決を経た上で、府中町が徴収・管理することです。

Q1-2 何のために給食費を公会計化するのでですか？

A1-2 次の3つのことを主な目的として公会計化します。

- ① 学校給食費の徴収・管理における教職員等の業務負担を軽減することで、児童生徒と向き合う時間などを確保し、より一層の学校教育の質の向上を図ります。
- ② 学校給食費の取扱いを統一し、府中町の会計ルールに従って学校給食費の管理を行い、監査を受けることにより、会計処理の透明性が向上します。
- ③ 学校給食費を引き落とせる金融機関を増やし、保護者のみなさまの利便性の向上を図ります。

Q1-3 公会計化により、保護者にとっては何が変わりますか？

A1-3 主に次の4点が変わります。

- ① 学校給食費の支払い先が、学校から府中町に変わります。
- ② 府中町が指定する10の金融機関から、口座振替により学校給食費のお支払いができます。
- ③ 毎月の学校給食費は、定額納付となります。3月は精算月として調整した金額をお支払いいただきます。
- ④ 入学する時や給食を長期欠食する時などに、書類の提出が必要です。

2 学校給食費について

Q2-1 学校給食費の額は、どのように決めているのですか？

A2-1 学校給食費の額は、規則で次のように決めています。なお、学校給食費は年10回払い（第1期から第10期）で、第1期から第9期までは定額、第10期については、実際の年間給食実施日数により年間納付額を確定し、第1期から第9期までの合計額を差し引いた金額をお支払いいただきます。

区分	1食あたりの単価	第1期から第9期	第10期（精算）
小学校 （児童生徒）	280円	（定額）5,500円	（年間納付額）－ 49,500円 （5,500円×9回）
中学校 （児童生徒）	310円	（定額）5,800円	（年間納付額）－ 52,200円 （5,800円×9回）
小学校 （教職員等）	320円	（定額）5,500円	（年間納付額）－ 49,500円 （5,500円×9回）
中学校 （教職員等）	350円	（定額）5,800円	（年間納付額）－ 52,200円 （5,800円×9回）

【期別・納期限】

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 （精算）
納期限	5月 末日	6月 末日	7月 末日	9月 末日	10月 末日	11月 末日	12月 末日	1月 末日	2月 末日	3月 末日

※納期限が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。

【支払い例】※実際の年間実施日数は、各学校学年で異なります。

小学生 年間実施日数 195日の場合

$$\begin{aligned} &〔1食あたりの単価〕 \times 〔年間実施日数〕 = 〔年間納付額〕 \\ &280円 \quad \times \quad 195日 \quad = 54,600円 \\ &〔年間納付額〕 - 〔第1期から第9期までの金額〕 = 〔第10期の納付額〕 \\ &54,600円 - (5,500円 \times 9回) = 5,100円 \end{aligned}$$

中学生 年間実施日数 185日の場合

$$\begin{aligned} &〔1食あたりの単価〕 \times 〔年間実施日数〕 = 〔年間納付額〕 \\ &310円 \quad \times \quad 185日 \quad = 57,350円 \\ &〔年間納付額〕 - 〔第1期から第9期までの金額〕 = 〔第10期の納付額〕 \\ &57,350円 - (5,800円 \times 9回) = 5,150円 \end{aligned}$$

Q2-2 学校給食費をいくら支払うのか、お知らせはありますか？

A2-2 毎年5月中旬に第1期から第10期までの学校給食費の決定に係る通知を送付する予定です。また、精算後の第10期（3月末日）の納付額についても、3月中旬に送付する予定です。

「府中町学校給食費納付額 決定通知書」	<p>学校給食の申込みをいただいた保護者のみなさま宛てに、当該年度の学校給食費や納期限について記載した通知書を送付します。</p> <p>なお、年度当初から喫食する場合は、5月中旬に第1期から第10期までの学校給食費を本通知にてお知らせします。</p>
------------------------	--

「府中町学校給食費納付額 変更通知書」	年間実施日数が年度当初の給食予定日数と異なった場合に、納付額の変更内容を記載した通知書を送付します。第10期の納付額は、3月中旬に当該通知書でお知らせします。
------------------------	---

Q2-3 学校給食費の精算とは何ですか？

A2-3 学校給食費の精算とは、1年間の学校給食費が年間納付予定額より少なかった（又は多くなった）場合、第10期（3月末日）で額の変更（減額又は増額）を行うことです。また、年度の途中で転校する場合も、転校日までにお支払いいただいた学校給食費と給食実施日数を比較して精算を行います。

Q2-4 学校給食を食べない日があった場合、減額してもらえますか？

A2-4 急な発熱やけがなどで学校を休む場合は、減額の対象になりませんが、以下の場合については、減額の対象となりますので、第10期（3月末日）で精算します。

減額の条件	減額の対象
病気などで連続して4日以上（学校休業日を除く。）欠席する場合	届け出た日から起算して3日後以降（学校休業日を除く。）の学校給食費 ※「府中町学校給食（変更・停止・再開）届」の提出が必要
気象警報の発表、感染症等により学校が臨時休業、学年・学級閉鎖となった場合	事前に食材の発注を止めることができた食材費
災害等により学校給食の提供ができなかった場合	学校給食を提供できなかった期間全体の学校給食費

3 学校諸費について

Q3-1 学校諸費とは何ですか？

A3-1 教材費、PTA 会費など学校に直接お支払いいただく費用のことです。

Q3-2 学校諸費も府中町に支払うことになるのですか？

A3-2 なりません。学校諸費は、学校ごとに種類やお支払いいただく時期、金額などが異なるため、これまでどおり学校からのお知らせに基づいて、学校へのお支払いとなります。

4 学校給食費の支払いについて

Q4-1 学校給食費の支払いは、どのような方法で行いますか？

A4-1 原則として、金融機関口座からの口座振替によりお支払いいただきます。なお、やむを得ず、口座振替によるお支払いができない場合は、納付書を送付しますので、納付書裏面に記載されている金融機関窓口、府中町会計室、マイ・フローラ南交流センター及びふちゅう情報プラザつばき館（イオンモール広島府中 1 階）でお支払いください。

Q4-2 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

A4-2 かかりません。学校給食費の口座振替に係る手数料は、府中町が負担します。

Q4-3 残高不足により、口座振替ができなかった場合はどうなりますか？

A4-3 再振替はありません。府中町から納付書を送付しますので、納付書裏面に記載されている金融機関窓口、府中町会計室、マイ・フロー南交流センター及びふちゅう情報プラザ つばき館（イオンモール広島府中 1 階）でお支払いください。

Q4-4 納付書で支払いができる金融機関はどこですか？

A4-4 次のとおりです。

広島銀行 もみじ銀行 広島信用金庫 呉信用金庫 広島市信用組合 広島県信用組合
信用組合広島商銀 中国労働金庫 広島市農業協同組合 ゆうちよ銀行

Q4-5 納付書はコンビニエンスストアで使えますか？

A4-5 使えません。指定の金融機関窓口等で納付してください。

Q4-6 納付書に記載してある納期限を過ぎてしまいました。納付書はまだ使えますか？

A4-6 使えますので、速やかにお支払いください。

Q4-7 学校給食費を学校に直接持って行ってもいいですか？

A4-7 学校では、学校給食費のお預かりはいたしません。府中町から送付した納付書でお支払いください。また、納付書を紛失された場合は、再度、納付書を送付しますので、府中町教育委員会事務局学校教育課（082-286-3271）まで御連絡ください。

5 口座振替の登録と使用する口座について

Q5-1 Web 口座振替受付サービスとは何ですか？

A5-1 口座振替の申込みをパソコンやスマートフォンから行うサービスです。金融機関へ出向く必要がなく、口座振替依頼書の記入や押印も不要でメンテナンス時間を除き24時間いつでも登録が可能です。児童生徒1人につき1回の手続きが必要です。なお、Web 口座振替受付サービスをご利用いただけない場合は、口座振替依頼書により直接金融機関窓口での申込みとなります。口座振替依頼書が必要な方は、府中町教育委員会事務局学校教育課（082-286-3271）までお問い合わせください。

Q5-2 Web 口座振替受付サービスを利用するには何が必要ですか？

A5-2 電子メールアドレス、キャッシュカード発行済みの個人の普通預金口座です。また、申込みの際、暗証番号の入力が必要となります。

Q5-3 口座振替ができる金融機関はどこですか？

A5-3 次のとおりです。ただし、Web 口座振替受付サービスで申込みされる場合と口座振替依頼書による場合で対象金融機関が異なりますのでお気をつけください。なお、登録されるまでの間は、納付書によりお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

Web 口座振替受付サービスによる申込みの場合
広島銀行 もみじ銀行 広島信用金庫 ゆうちょ銀行

口座振替依頼書による申込みの場合
広島銀行 もみじ銀行 広島信用金庫 呉信用金庫 広島県信用組合 広島市信用組合 信用組合広島商銀 中国労働金庫 広島市農業協同組合 ゆうちょ銀行

Q5-4 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？

A5-4 大丈夫です。Web 口座振替受付サービスで申込みされる場合は、口座名義人情報入力の「納付（納税）義務者と口座名義人の関係」で「本人以外」を選択して必須項目を全て入力してください。また、口座振替依頼書による場合は、「納税（付）義務者」の欄に保護者の名前を記入し、「口座名義人」の欄には口座名義人の名前を記入してください。

Q5-5 学校諸費の引落口座と同じ口座を登録しても大丈夫ですか？

A5-5 大丈夫です。支払い先が府中町に変更となるので、同じ口座でも改めて口座振替の手続きが必要になります。なお、学校諸費につきましては、これまでどおり学校に納めていただきます。ただし、残高不足にならないようご注意ください。

※関連：Q3-1 学校諸費とは何ですか？

Q4-7 学校給食費を学校に直接持っていったっていいですか？

Q5-6 兄弟姉妹全員が同じ口座を登録しても大丈夫ですか？

A5-6 大丈夫です。口座振替日（引落日）は、小学校・中学校ともに同じ日ですので、残高不足にならないようご注意ください。

Q5-7 兄弟姉妹全員が違う口座を登録することはできますか？

A5-7 Web 口座振替受付サービスから申込みされる場合はできますが、口座振替依頼書により申込みされる場合はできません。兄弟姉妹で違う口座を登録されたい場合は、Web 口座振替受付サービスからお申込みください。

Q5-8 一度登録した口座を変更したい場合、どうしたらいいですか？

A5-8 Web 口座振替受付サービスで変更される場合は、もう1度申込みをすることで口座情報が上書きされ変更となります。また、口座振替依頼書で変更される場合は、変更したい金融機関の窓口で直接、口座振替の手続きをしてください。ただし、口座変更の手続きが完了するまでに時間を要するため、一定期間は変更前の口座から引き落とされる場合があります。また、変更前の口座の残高不足や閉鎖等を理由に口座振替できなかった際は、納付書によりお支払いいただくことがありますので、ご注意ください。

6 就学援助を受けている場合について

Q6-1 就学援助とは何ですか？

A6-1 府中町の小・中学校に通学されているお子さまの保護者のみなさまなどに対し、経済的な理由で就学に援助が必要な場合、その費用の一部を審査の上、助成する制度です。詳しくは、府中町教育委員会事務局学校教育課（082-286-3271）までお問い合わせください。

Q6-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A6-2 就学援助の認定を受けている世帯の児童生徒の学校給食費につきましては、就学援助費から自動的に府中町に納付されますので、保護者のみなさまが納付する必要はありません。ただし、就学援助の申請中で、まだ認定されていない場合や、就学援助の認定を受けている世帯が不認定になった場合は、学校給食費を納付する必要があります。

Q6-3 就学援助を申請中の場合、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A6-3 認定されるまでの間の学校給食費は、納付していただきます。なお、認定されるまでに支払った学校給食費は、就学援助費としてお支払いします。

7 生活保護受給世帯について

Q7-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A7-1 生活保護を受けている児童生徒の学校給食費は、生活保護費から自動的に府中町に納付されますので、保護者のみなさまが納付する必要はありません。ただし、認定等の変更に迅速に対応するため、口座振替の登録をお願いします。

Q7-2 生活保護を申請中の場合、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A7-2 受給開始となるまでの間の学校給食費は、納付していただきます。その後、生活保護の受給開始となった場合は、精算します。また、生活保護を受給していた方でも、年度途中で生活保護の停止又は廃止となった場合は、停止又は廃止となった日以降の学校給食費の納付をしていただきます。ただし、生活保護が停止又は、廃止となり、就学援助を申請し、認定となった場合は、就学援助費から自動で府中町に納付されます。

8 学校給食費滞納への対応について

Q8-1 学校給食費を滞納した場合は、どうなりますか？

A8-1 学校給食費を滞納した場合または、納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書を送付し、納付書によりお支払いしていただきます。なお、自主的な納付が難しい場合は、同意の上、児童手当から徴収させていただくことがあります。

Q8-2 児童手当から徴収するとは、どのようなことですか？

A8-2 学校給食費の滞納がある場合、保護者の方の同意の上、滞納している学校給食費分の金額を児童手当から徴収することです。

Q8-3 それでも学校給食費を滞納している場合は、どうなりますか？

A8-3 督促状や催告書の送達を受けてもなお、納付されない場合や、児童手当からの徴収にも同意がいただけない場合は、裁判所における法的手続を検討します。

9 「府中町学校給食申込書」について

Q9-1 「府中町学校給食申込書」は、毎年提出しなければいけませんか？

A9-1 毎年提出する必要はありません。一度提出いただければ、お子さまが府中町立の小・中学校に在籍している間は有効です。（府中町内の学校への転校や府中町立の中学校進学時に、改めて手続きを行う必要はありません。）

Q9-2 兄弟姉妹がいる場合、「府中町学校給食申込書」は、それぞれの提出が必要ですか？

A9-2 必要です。1人につき1枚の提出をお願いします。

10 「府中町食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」について

Q10-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような場合に適用されますか？

A10-1 次の場合において、学校給食費の減額が適用されます。必ず学校と相談の上、申請してください。

- 食物アレルギーのある方で、飲用牛乳や主食（米飯・パン・麺）の提供を停止する場合
- 乳糖不耐症等、牛乳を飲むと体調を崩すという場合
- 宗教上等の理由で飲用牛乳や主食（米飯・パン・麺）の提供を停止する場合

Q10-2 停止していた飲用牛乳（又は主食）の提供を再開する場合、どのような手続きが必要ですか？

A10-2 提供の再開を希望する日の3日前（学校休業日を除く。）までに、「府中町学校給食（変更・停止・再開）届」を学校に提出してください。この場合、必ず学校と相談の上、提出してください。

Q10-3 食物アレルギー等による減額の金額はいくらですか？

A10-3 1食あたりの単価については、次のとおりです。なお、単価については、年度によって変更する場合があります。

減額の対象	小学校 (児童生徒)	中学校 (児童生徒)	小学校 (教職員等)	中学校 (教職員等)
主食単価（米飯・パン・麺）	63円	71円	81円	92円
牛乳単価	58円	58円	70円	70円

Q10-4 食物アレルギー等による減額の適用を受けた場合の月額はどうなりますか？

A10-4 食物アレルギー等による減額の適用を受けた方については、完全給食の場合の月額から減額対象（飲用牛乳）の金額を除いて算出した月額となります。なお、主食（米飯・パン・麺）の減額については、第1期から第9期までの月額は減額せず、第10期において減額します。

内容	月額（小学校）	月額（中学校）
牛乳の提供を受けない場合	4,400円	4,700円
牛乳のみ提供を受ける場合	1,200円	1,100円

11 「府中町学校給（変更・停止・再開）届」について

Q11-1 「府中町学校給食（変更・停止・再開）届」は、どのようなときにどこへ提出するのですか？

A11-1 次のような場合に学校へ提出が必要です。

- 学校、氏名、納付義務者等の変更が生じた場合
- 府中町外へ転出する場合
- 府中町立の小・中学校以外の学校へ転校する場合
- 病気等のやむを得ない理由により、連続して4日以上（学校休業日を除く。）欠席する場合
- 停止していた学校給食を再開する場合

Q11-2 「府中町学校給食（変更・停止・再開）届」を提出するときに気を付けることはありますか？

A11-2 学校給食の内容を変更したり停止したり、停止していた学校給食を再開する日の3日前（学校休業日を除く。）までに学校へ提出してください。申請後3日目から、申請内容を学校給食費に反映することができます。

12 その他の手続について

Q12-1 手続きに必要な書類は、どこでもらえますか？

A12-1 手続きに必要な書類等については、教育委員会事務局学校教育課（082-286-3271）にありますので、お問い合わせください。また、「府中町食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」、「府中町税等口座振替依頼書」以外の書類は、府中町教育委員会のホームページからダウンロードが可能です。

Q12-2 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は県立・私立等（町立以外）の中学校を受験する予定です。何か手続きが必要ですか？

A12-2 県立・私立等（町立以外）の中学校に通われることが確実に決まった場合は、府中町学校給食（変更・停止・再開）届」を学校に提出してください。